



# 三重県公報

令和5年2月2日(木)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	選管告示		
10	三重県議会議員選挙に係る三重県選挙管理委員会地方書記室の分掌事務に関する告示	(選挙管理委員会)	2
	選管公告		
	三重県議会議員選挙における立候補予定者に対する説明会の開催	(選挙管理委員会)	3

<b>選 管 告 示</b>
----------------

**三重県選挙管理委員会告示第 10 号**

三重県議会議員選挙に係る三重県選挙管理委員会地方書記室の分掌事務に関する告示を次のように定めます。

令和 5 年 2 月 2 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

三重県議会議員選挙に係る三重県選挙管理委員会地方書記室の分掌事務に関する告示

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 5 年 4 月 9 日執行予定の三重県議会議員選挙に係る地方書記室（三重県選挙管理委員会規程（昭和 44 年三重県選挙管理委員会告示第 28 号）第 15 条第 1 項に規定する地方書記室をいう。）の分掌事務を定めるものとする。

(所管区域)

第 2 条 前条の三重県議会議員選挙に係る地方書記室の所管区域は、次のとおりとする。

地方書記室	所管区域
三重県選挙管理委員会桑名地方書記室	三重県議会議員選挙桑名市・桑名郡選挙区 三重県議会議員選挙いなべ市・員弁郡選挙区
三重県選挙管理委員会四日市地方書記室	三重県議会議員選挙四日市市選挙区 三重県議会議員選挙三重郡選挙区
三重県選挙管理委員会鈴鹿地方書記室	三重県議会議員選挙鈴鹿市選挙区 三重県議会議員選挙亀山市選挙区
三重県選挙管理委員会津地方書記室	三重県議会議員選挙津市選挙区
三重県選挙管理委員会松阪地方書記室	三重県議会議員選挙松阪市選挙区 三重県議会議員選挙多気郡選挙区
三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室	三重県議会議員選挙伊勢市・鳥羽市選挙区 三重県議会議員選挙志摩市選挙区 三重県議会議員選挙度会郡選挙区
三重県選挙管理委員会伊賀地方書記室	三重県議会議員選挙名張市選挙区 三重県議会議員選挙伊賀市選挙区
三重県選挙管理委員会尾鷲地方書記室	三重県議会議員選挙東紀州選挙区

(物件の交付)

第 3 条 三重県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の事務のうち、次に掲げる事務は、地方書記室において行う。

- (1) 公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号。以下「事務執行規程」という。）第 47 条の規定による自動車又は船舶及び拡声機の表示の交付
- (2) 事務執行規程第 48 条の規定による乗車又は乗船用腕章の交付
- (3) 事務執行規程第 67 条の規定による街頭演説用標旗の交付
- (4) 事務執行規程第 68 条の規定による街頭演説用腕章の交付

(届出の受理)

第 4 条 県委員会への届出のうち、次に掲げる届出の受理は、地方書記室において行う。

- (1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 76 条において準用する法第 62 条第 1 項の規定による選挙立会人の届出
- (2) 法第 130 条第 2 項の規定による選挙事務所の設置又は異動の届出
- (3) 法第 142 条第 1 項第 4 号の規定による選挙運動のために使用するピラの届出
- (4) 法第 180 条第 3 項、第 182 条第 1 項又は第 183 条第 3 項の規定による出納責任者等の選任等に関する届出
- (5) 法第 197 条の 2 第 5 項の規定による報酬の支給を受けることができる者の届出

(公費負担に関する届出の受理及び確認等)

第 5 条 県委員会の事務のうち、次に掲げる届出の受理及び確認は、地方書記室において行う。

- (1) 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 6 年三重県条例第 2 号。以下「公営条例」という。）第 3 条の規定による選挙運動用自動車の使用、ピラの作成

及びポスターの作成に関する契約締結の届出

- (2) 公営条例第4条第1項第2号ロの規定による選挙運動用自動車燃料代、公営条例第5条の規定によるビラの作成枚数及び公営条例第6条の規定によるポスターの作成枚数の確認
- (3) 三重県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成10年三重県条例第47号）第3条第1項に規定する選挙公報掲載の申請  
（当選証書の付与等）

第6条 県委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、地方書記室において行う。

- (1) 法第105条の規定による当選証書の付与
- (2) 法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出に関する報告書の受理  
（選挙長の事務の補助）

第7条 選挙長の事務の補助は、地方書記室において行う。

附 則

- 1 この告示は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

**選 管 公 告**

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙における立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

令和5年2月2日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

- 1 日時 令和5年2月27日 午前10時
- 2 場所

選挙区	場 所
桑名市・桑名郡選挙区及びいなべ市・員弁郡選挙区	桑名市中央町5丁目71番地 三重県桑名庁舎3階第1会議室
四日市市選挙区及び三重郡選挙区	四日市市新正4丁目21番5号 三重県四日市庁舎6階大会議室
鈴鹿市選挙区及び亀山市選挙区	鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎4階第46会議室
津市選挙区	津市桜橋3丁目446番地34 三重県津庁舎6階大会議室
松阪市選挙区及び多気郡選挙区	松阪市高町138番地 三重県松阪庁舎6階大会議室
伊勢市・鳥羽市選挙区、志摩市選挙区及び度会郡選挙区	伊勢市勢田町628番地2 三重県伊勢庁舎4階401会議室
名張市選挙区及び伊賀市選挙区	伊賀市四十九町2802番地 三重県伊賀庁舎3階中会議室
東紀州選挙区	尾鷲市坂場西町1番1号 三重県尾鷲庁舎5階大会議室

**発 行 三 重 県**

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>